

## 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の 一部改正に関する意見募集について

### I 改正の目的

クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払い戻しに係る規定において、期中に保有物件の売却があった場合の対応について、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」を改正する要請が寄せられたことから、自主規制委員会下にある不動産投信専門委員会にて、検討を行ってきたところである。

これら検討結果を踏まえ、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正を行うとともに、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」においても所要の整備を行うこととする。

### II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 6 年 7 月 12 日（金）より令和 6 年 8 月 13 日（火）（午後 5 時）まで

### III 主な改正の内容

#### (1) 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

譲渡等により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除くこととする。

（第 43 条）

#### (2) 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」の一部改正

譲渡等により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除くこととする。

（第 43 条）

### IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和 6 年 9 月開催予定の自主規制委員会・理事会において一部改正を行うことを目標とする。

以 上